

別表第1(第26条第1項関係)

所 属	対象職員	曜日	勤務時間	休憩時間	週休日	1週間の勤務時間
経営管理部(駐車駐輪管理課を除く。) 住宅管理部 下水道部 監事室	全 職 員	月～金	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	38時間45分
経営管理部駐車駐輪管理課	放置自転車等撤去運搬等業務に従事する職員	金～木	① 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	38時間45分
			② 10:15～19:00			
	所属長が別に定める職員	金～木	8:30～17:15	12:00～13:00	4週間を通じ8日	38時間45分
	上記以外の職員	月～金	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	38時間45分
環境事業部	西部リサイクルプラザ管理事務所に勤務する職員	日～金	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	土曜日	毎年4月1日を起算日とする4週間単位の変形労働時間制を適用し、4週間平均して、1週間の勤務時間数が38時間45分を超えない範囲での変形勤務を行う。
	似島事業所に勤務する職員	月～金	8:00～16:45	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	38時間45分
	し尿投入施設監視所に勤務する職員	月～金	① 7:30～16:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	38時間45分
			② 9:45～18:30			
上記以外の職員	月～金	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	38時間45分	
防災部	宿泊研修に従事する職員	月～土	① 8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日	毎年4月1日を起算日とする4週間単位の変形労働時間制を適用し、4週間平均して、1週間の勤務時間数が38時間45分を超えない範囲での変形勤務を行う。
			② 8:30～翌日の8:30	8時間30分としその時限は所属長が指定する。		
	上記以外の職員	月～土	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び4週間を通じ4日	38時間45分

別表第 2 (第 29 条関係)

在職期間 (採用された月)	日 数
1 か月に達するまでの期間 (3月)	2 日
1 か月を超え 2 か月に達するまでの期間 (2月)	3 日
2 か月を超え 3 か月に達するまでの期間 (1月)	5 日
3 か月を超え 4 か月に達するまでの期間 (12月)	7 日
4 か月を超え 5 か月に達するまでの期間 (11月)	8 日
5 か月を超え 6 か月に達するまでの期間 (10月)	10 日
6 か月を超え 7 か月に達するまでの期間 (9月)	12 日
7 か月を超え 8 か月に達するまでの期間 (8月)	13 日
8 か月を超え 9 か月に達するまでの期間 (7月)	15 日
9 か月を超え 10 か月に達するまでの期間 (6月)	17 日
10 か月を超え 11 か月に達するまでの期間 (5月)	18 日
11 か月を超え 1 年未満の期間 (4月)	20 日

別表第 3 (第 30 条関係)

事 由	期 間
負傷又は疾病 (予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	1 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間又は時間 2 定年前再雇用団時間勤務職員及び広島市退職職員については、90日の範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間

備考 この表に示す期間は、その期間中の週休日、休日及び代休日を含む。

別表第4（第30条関係）

事 由	期 間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間又は時間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間又は時間
3 骨髄移植のための骨髄液若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間又は時間
4 職員の結婚（婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係になると理事長が認める場合を含む。）	8日を超えない範囲内で必要と認める期間。ただし、当該期間中の週休日、休日及び代休日を除いた日数が6日に満たない場合は、週休日、休日及び代休日を除いた日数が6日を超えない範囲内で必要と認める期間
5 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合	1年度において5日（体外受精その他の頻繁な通院が必要な治療を受ける場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
6 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める時間
7 妊娠中の女性職員がつわり等の妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認める場合	7日を超えない範囲内で必要と認める期間
8 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日に1時間を超えない範囲で必要と認める時間。1回30分とし、1日2回とすることができる。
9 職員の出産	医師又は助産婦等の証明に基づき出産の予定日以前8週間（多胎妊婦の場合にあっては14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
10 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合	2年を超えない範囲内で1日2回、1回45分

1 1 女性職員の生理	女性職員が請求した期間。ただし、2日を超えるとときは、別表第3の規定による。
1 2 妻の出産	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から、当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日（第2子以降の子に係る出産にあつては、5日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
1 3 職員の配偶者が出産する場合であつて当該出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産に係る子が1歳に達する日までの期間において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
1 4 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託された児童を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員又は中学校就学の始期に達するまでの孫(子の子をいう。)を有する職員が、その子又はその孫(以下この項において「その子等」という。)の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話、予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話又は感染症の予防のために臨時に休業となった学校等に在籍するその子等の世話をを行うことをいう。)を行う場合	子の場合にあつては1年度においてその子1人当たり5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間、孫の場合にあつては1年度において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
1 5 第31条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う場合	1年度においてその者1人当たり5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
1 6 忌引	別表第5に定める期間内において必要と認める期間
1 7 父母、子又は配偶者等の祭日	慣習上、父母(祭具等を承継した配偶者等の父母を含む。)、子、配偶者等又は父母の配偶者(祭具等を承継した場合に限る。)の法事等を行う場合には、1日以下。ただし、遠隔の地に赴く場合には往復の日数を加算することができる。
1 8 あらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間又は時間

19 永年勤続職員の慰労旅行	4日を超えない範囲内で必要と認める期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は入院	その都度必要と認める期間又は時間
21 風水震火災その他の災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合、職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合その他これらに準ずる場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
22 風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合	その都度必要と認める期間又は時間
23 風水震火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間又は時間
24 被ばく二世健康診断を受ける場合	1日を超えない範囲内で必要と認める時間

#### 備考

- 1 この表（第19項を除く。）に示す期間は、その期間中の週休日、第28条の2第1項の規定により代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含む。
- 2 この表において、配偶者又は妻は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3 この表（第14項を除く。）において、子は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号において子に含まれるものとされる者を含む。
- 4 この表において、配偶者等は、配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。
- 5 この表において、第2子以降の子に係る出産とは、既に1人以上の同居の子（妻の子を含む。）を持つ職員の妻が出産することをいう。
- 6 第10項の期間については、2回の取得をもって1日とし、365日をもって1年とする。
- 7 1時間を単位として使用した第12項から第15項までの休暇を日に換算する場合の取扱いは、広島市の職員の例による。

別表第5（第30条関係）

死亡した者	日数
配偶者等	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合又は配偶者等の父母の死亡の場合で配偶者等が祭具等の承継を受け、かつ、葬儀等を行う場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者等の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

## 備考

- この表に示す日数は、その日数中の週休日、休日及び代休日を含む。
- この表において、配偶者は、別表第4の備考第2項に規定する者を、子は、同表の備考第3項に規定する者を含む。
- 葬儀のため遠隔の地に赴く場合には、往復の日数を加算することができる。
- この表において、配偶者等は、配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。